

小規模事業主(※)の皆さま

11/30改正版

※ このマニュアルは、従業員が概ね20人以下の会社や
個人事業主の方を対象としています。

雇用調整助成金 支給申請 マニュアル

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの
期間を1日でも含む判定基礎期間の申請に
お使いいただけます。

※緊急対応期間は令和4年11月30日までとなっています。
令和4年12月1日～令和5年3月31日を経過措置期間としています。

※申請の期日が延長されたものではありません。
申請期限は、「支給対象期間」の末日の翌日から2ヶ月以内です。

以下に該当する場合は他のマニュアルをご覧ください。

- ・教育訓練を実施した場合
→「雇用調整助成金支給申請マニュアル～訓練編～」
- ・雇用保険被保険者以外の休業について申請する場合
→「緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル」
- ・これまで雇用調整助成金（特例措置）を利用していなかった事業主が
12月以降の休業について申請する場合
→通常時の「雇用調整助成金ガイドブック」

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和4年11月30日現在

PL041130企02

1. 助成率と使用する様式をチェックしましょう

申請する賃金締切期間（判定基礎期間）を確認しましょう

判定基礎期間の初日が令和4年11月30日以前（緊急対応期間）の場合

以下に該当する。

- 生産指標（売上等）が最近3か月の月平均で前年同期、前々年同期または3年前同期と比べ30%以上減少
- 該当の場合 **【業況特例／特に業況が厳しい事業主】** の様式を使用（※2）

はい

いいえ

令和3年1月8日～判定基礎期間の末日まで解雇等（※3）していない

はい

いいえ

A

C

日額上限（※5）

3月～9月 15,000円
10月～11月 12,000円

令和3年1月8日～判定基礎期間の末日まで解雇等（※3）していない
また、判定基礎期間の末日時点で雇用が維持されている（※4）
→ 「はい」「いいえ」いずれの場合でも **通常** の様式を使用

はい

いいえ

B

C

日額上限（※5）

3月～9月 9,000円
10月～11月 8,355円

判定基礎期間の初日が令和4年12月以降（経過措置期間）の場合（※1）

以下の両方に該当する。

- 判定基礎期間の初日が令和4年12月もしくは令和5年1月
- 生産指標（売上等）が最近3か月の月平均で前年同期、前々年同期または3年前同期と比べ30%以上減少

→ 該当の場合 **【業況特例／特に業況が厳しい事業主】** の様式を使用（※2）

→ 該当しない場合 **通常** の様式を使用

はい

いいえ

令和3年1月8日～判定基礎期間の末日まで解雇等（※3）していない

はい

いいえ

B

D

D

日額上限

9,000円

日額上限

8,355円

助成率

A ⇒ 10/10

B ⇒ 9/10

C ⇒ 4/5

D ⇒ 2/3

（※1）これまで雇用調整助成金（特例措置）を利用していなかった事業主が12月以降の休業について申請する場合は、通常時の「雇用調整助成金ガイドブック」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

（※2）「業況特例」「特に業況が厳しい事業主」の生産指標の比較については6ページをご覧ください。

（※3）解雇予告、解雇とみなされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。

（※4）下線の期間の各月の末日時点の従業員人数の平均と比べて、5分の4以上の人数が維持されていることを指します。

（※5）判定基礎期間の初日が令和4年の何月かにより、日額上限が異なります。

2. 休業した実績を記入します

様式新特小第2号（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）(84.11)

休業実績一覧表

通常、賃金締切日の期間（1か月）と同じです。

支給申請する1か月間
(判定基礎期間)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

この期間の
休業手当支払い率

%

この事業所で従業員の方が1日あたりに働く労働時間は、主に

$\frac{b}{Y}$ 時間
(小数点以下切り上げ)

⑦ (③+⑥)
休業延べ日数

$B = X + Y$ 日

事前に定めた「休業
手当支払率」を記入
してください。

短時間休業の合計
時間数が、何日分
に当たるのか計算
します。

$$Y = a \div b$$

雇用保険に加入している従業員を休業させた場合、氏名と雇用保険被保険者番号を記入してください。次に、休業させた日数や時間、休業手当額を一人ひとり記入してください。

なお、休業手当額は1日休業させた場合と、一部の時間休業させた場合の合計額を記入します。

※ 短時間休業は、個人ごと及び日ごとに1時間以上の休業である必要があります。また、個人ごと及び日ごとに30分未満は切り捨てとなります。例) 2時間40分→2.5時間
短時間休業欄には、短時間休業を実施した上記の時間の合計を記入してください。

今回の休業が事前に決めた内容（休業期間や休業手当率など）に沿って行われたか、従業員の代表の方に確認してもらってください。内容に誤りがなければ、従業員の代表の氏名等を記載してください。

この氏名等の記載と、労働組合、労働者代表の適格性を担保するためのチェックボックスのチェックより、事業主と労働者代表が事前に確約していたことを確認した書面とみなします。

事業主及び協定をした労働組合又は労働者代表は、この一覧表に記入した休業に関する内容（休業期間、日数・時間数、休業手当支払い率、対象者）が、事前に事業主と労働者代表との間で確約したものであることを確認しました。

協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業所の全ての労働者の過半数を代表すること。(チェックボックスにチェック)

上記労働者代表等が事業所の全ての労働者の過半数を代表する者であること、又は管理の地位にある者でなく、かつ、同様に同様な協定等を締結する者を選出された者であること。(チェックボックスにチェック)

労働者代表等の適格性について確認し、チェックボックスにチェックしてください

事業主 氏名 _____

労働者代表 氏名/氏名 _____

押印
不要

押印
不要

3. 支給申請書を記入します

様式新特小第1号（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）(R4.11)

雇用調整助成金 支給申請書

事業所管轄 労働局長 殿

雇用調整助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

休業した月と、
1年前の同じ月の売上げなどを比較します。

- 1年前が適当でない場合、
- ①令和元年から令和4年までの同じ月、
- ②1か月～1年前の間のいずれかの月でもかまいません。

※ただし業況特例/特に業況が厳しい事業主で申請する場合は、最近3か月の月平均が前年同期、前々年同期または3年前同期と比べ、30%以上減少しているかを回答します。

休業中などで事業所を不在にしている場合、連絡のつく番号を記載してください。

不明な場合は、全国銀行協会のホームページで検索できます。

解雇および雇用維持の状況によって該当する助成率をご記入ください。

雇用の維持の確認方法および上限日額については、該当する様式により異なります。1ページをご確認ください。

休業延べ日数を、従業員数の半数で割って確認します。

経済上の理由 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げ・生産量などが5%（判定基礎期間の初日が令和4年10月1日以降の場合は10%）以上減少しましたか。 (はい ・ いいえ)

5（「休業実績一覧表」から以下のことを確認してください。） 判定基礎期間 令和 年 月 日

休業の規模 今回の支給申請する1か月間（判定基礎期間）において、従業員2人あたり1日以上休業しましたか。 (はい ・ いいえ)

雇用の維持 令和3年1月8日～判定基礎期間の末日まで解雇等（※1）していませんか。また、判定基礎期間の末日時点で雇用が維持されていますか（※2）。 (はい ・ いいえ)

支給申請する1か月間（判定基礎期間） 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

助成額等の計算

a. 休業手当額 × 助成率
 休業手当の合計額 円 × 助成率 = 円

b. 上限日額 × 休業延べ日数
 円 × 休業延べ日数 = 円

（上限日額）

判定基礎期間の初日が令和4年12月以降（経過措置期間）においては、支給限度日数（100日まで）があります。この欄を記載し、残日数の参考としてください。 ※正式な残日数については、審査後に送付される通知書等にてご確認ください。

「休業実績一覧表」を見て、A「休業手当の合計額」とB「休業延べ日数」を記入してください。aとbのいずれか低い方が助成予定額です。

額を右の欄に記入してください。

判定基礎期間内月末日対象労働者数 人 = c. 支給日数 日

※参考値です

参考

雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届

①事業所番号 [] ②管轄区分 [] ③変更年 平成 []

④事業所の名称(1) カフマシカマイシヤ (2) []

雇用保険の適用事業所番号は、設置届控のこちらの番号を記入してください。

5-1. 支給申請に必要な書類をそろえます

- 支給申請書類** 該当する特例等によって異なります

通常	様式新特小第1号、2号、3号
業況特例 / 特に業況が厳しい事業主	様式新特小第1号(2)、2号、3号

添付書類

- 比較した月の売上などがわかる書類**

(売上簿、レジの月次集計、収入簿など)

休業した月と1年前の同じ月の2か月分必要です。

- ※ 令和元年から令和4年までの同じ月との比較や、休業した月の前月などとの比較もできます。
- ※ 業況特例または特に業況の厳しい事業主に該当する場合は、提出書類が異なります。6ページに記載の【業況特例/特に業況が厳しい事業主に該当する場合】をご覧ください。
- ※ 以下にしたがって提出してください。

判定基礎期間の初日	
～令和4年11月 (緊急対応期間)	2回目以降は提出不要
令和4年12月～ (経過措置期間)	最初に雇用調整助成金(特例措置)を申請した期間の初日から1年を超えている場合、12月以降の最初の申請において再提出が必要(詳細は9ページ参照)

- 休業させた日や時間がわかる書類**

(タイムカード、出勤簿、シフト表、労働契約書・労働条件通知書など)

- 休業手当や賃金の額がわかる書類**

(給与明細の写しや控え、賃金台帳など)

- 役員名簿**

(生年月日が入っているもの)

- ※ 事業主本人以外に役員がない場合及び個人事業主の場合は、提出不要です。

- 【任意】**

通帳またはキャッシュカードのコピー

(口座番号やフリガナの確認ができる部分)

振込間違いを防ぐため、できるだけ添付してください。

2回目以降は提出不要です。

(つづく)

5-2. 支給申請に必要な書類をそろえます

○ 以下に該当する場合は、提出してください。

【業況特例／特に業況が厳しい事業主に該当する場合】

比較した月の売上などがわかる書類

(売上簿、レジの月次集計、収入簿など)

下記の比較を行いますので、最近3か月と前年同期、前々年同期または3年前同期の分が必要です。

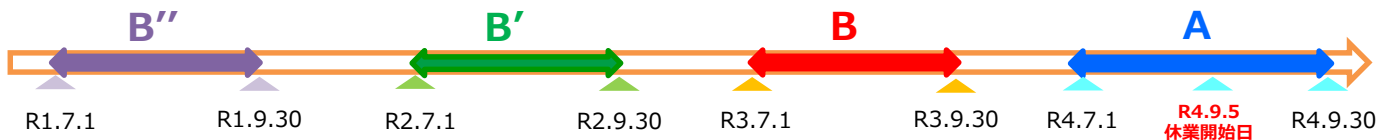
※ 判定基礎期間ごとに毎回提出してください。

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A : 判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B : Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標
(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合(緊急雇用安定助成金は②のみ)に限る。)

例 : 令和4年9月5日から休業を実施した場合(賃金締切日が月末の場合)



【雇用保険の適用1年未満の事業主の場合】(判定基礎期間の初日時点)

休業手当を含む給与の支払いを確認できる書類 以下の2点

源泉所得税の直近の納付を確認できる書類の写し

(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の領収日印があるものなど、納付を確認できる書類)

給与振入を確認できる書類の写し

(給与振入依頼書や給与支払いを確認できる通帳など)

※ 手渡し(現金払い)の労働者がいる場合は会社名・金額・氏名(労働者の直筆)・住所・電話番号・受領日を明記した領収証

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

○ 国税及び地方税に係る各種納税証明書

○ その他、労働局が審査を行う上で必要とした書類

おつかれさまでした!

支給申請に必要な書類がそろったら、
事業所の住所を管轄する労働局または
ハローワークに提出してください。

(窓口、郵送、オンライン)



※ 郵送の場合は、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書留
など、**必ず配達記録が残る方法**で郵送してください。
なお、**申請期限までに届いていなければなりません**ので
ご注意ください。

(送付先一覧はこちらから)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

厚生労働省 助成金のお問い合わせ先・申請先

検索



申請期限は、**支給対象期間の末日の翌日**
から**2か月以内**です。

例) R4/12/1~R4/12/31休業の申請期限 R5/2/28まで

給与明細の写しなど休業手当の額が確定した書類があれば、支給対象
期間経過後、賃金支払日の前でも申請することができます。

○ ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。

(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。

括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で**1か月10%以上減少している事業主**。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、**直近3か月の月平均**で前年、前々年又は3年前同期比で**30%以上減少している事業主**。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例(計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど)は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中**(令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)**は継続します。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL041130企01

対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超えない場合は対象期間の延長はありません（③）。
- 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり。）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
- 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨る場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可。）。
なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。
- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。

（注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。

（注2）100日を超えた分は受給できません。

①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合

対象期間

R4/12/1

R5/3/31

経過措置期間

対象期間延長

②：対象期間の初日が
R3/12/2からR4/3/31までの間にある場合

対象期間

対象期間1年経過

1年経過後の最初の判定基礎期間で生産指標確認（注3）

対象期間1年経過

対象期間延長

③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合

対象期間

対象期間1年経過

1年経過後の最初の判定基礎期間で生産指標確認（注3）

対象期間

対象期間1年以内

（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。

生産指標の再確認はありません

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の積極的な公表
予告なしの現地調査

5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
返還請求（ペナルティ付き）

リーフレット

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

